

健康ライフプラザ運動施設の運営事業者

公募型プロポーザル実施要領

I. はじめに

健康ライフプラザ運動施設の運営事業者公募型プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、健康ライフプラザ（兵庫区駅南通5-1-2、キャナルタウン中央3～5階）4階の運動施設を活用し、①急性期治療終了後の在宅復帰者に対する受益者負担による運動支援の試験実施に関する委託事業及び②運動施設の運営（自主事業）を一体で行う事業者を選考するための公募手続き等を示したものである。

II. 急性期治療終了後の在宅復帰者に対する受益者負担による運動支援の試験実施（委託事業）

1. 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

- ・心疾患、呼吸器疾患等の急性期治療終了後に、在宅へ復帰できる方の中には、虚弱状態での在宅復帰であるため、適切な運動によるフレイル状態改善に取り組まなければ、再発・再入院の可能性の非常に高い方が、一定数おられる。
- ・しかしながら、これらの方々は、医療的には心臓リハビリ等の回復期リハビリは必要でないため、診療報酬の対象とはならず、また、要介護認定を受けるレベルにない場合は、介護保険制度の対象ともならないため、公的制度の対象者ではない。
- ・そのため、再発・再入院防止のためには、本人自らが適切な運動に取り組むことが必要となるが、運動することで症状が悪化するかもしれないという精神的な不安から、自身で適切な運動を継続することは実際には難しいケースも多い。
- ・再発・再入院を予防し、健康寿命の延伸を図るために、自分一人では運動継続が難しい方に対して、不安なく運動に取り組んでいただき、運動習慣を獲得するきっかけとなるような、安全性の高い運動支援の機会を提供していくことが効果的である。
- ・上記の課題解決に取り組むために、利用者負担によるスポーツジムなど民間主体による運動支援の実施を目指して、まずは健康ライフプラザの運動施設を活用し、予後改善のための運動支援事業を試験的に実施する。

（2）業務内容

急性期治療終了後の在宅復帰者に対する受益者負担による運動支援の試験実施に関する委託事業（別紙「急性期治療終了後の在宅復帰者に対する受益者負担による運動支援の試験実施に関する委託事業仕様書」のとおり）。

なお、受託者は、本委託業務外の自主事業として、委託業務の実施に支障がない範囲

で、業務実施場所において、本要領 3 ページ「Ⅲ. 健康ライフプラザ運動施設の運営（自主事業）」の記載事項に基づき、運動施設を運営するものとする。

※今回プロポーザルで採用された企画提案に基づき本市と協議を行ったうえで、業務を開始することとする。

(3) 委託料（契約上限額）

金 9,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、受託者が管理栄養士を配置し、「急性期治療終了後の在宅復帰者に対する受益者負担による運動支援の試験実施に関する委託事業仕様書」に規定する栄養相談を実施する場合、委託料（契約上限額）を金 10,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(4) 契約期間

契約締結日～令和 7 年 3 月 31 日

令和 7 年度以降については、本委託事業に係る予算の成立を前提に、最大 5 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）の契約の更新を行うことを想定している。

(5) 事業開始日

事業開始日は準備期間を考慮して令和 6 年 6 月 1 日を想定しているが、受託事業者の実施可能な開始日を提案すること。実際の開始日は、事業者選定後、協議により決定するものとする。

(6) 業務実施場所

神戸市兵庫区駅南通 5 丁目 1 番 2 号 健康ライフプラザ 4 階のうち、別紙 1 「平面図」にて指定する場所

(7) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、委託料に含まれるものとし、市は、委託料以外の費用を負担しない。

2. 委託契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがある。

(2) 委託料の支払い

受託者は、請求書に必要な事項を記載し、翌月 20 日までに本市に請求する。

本市は履行確認の後、受託者からの請求書を受領し、速やかに当該委託料を受託者に支払うものとする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（４）契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定（契約金額が 1,000 万円未満の契約をするとき等）に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

（５）賃貸借契約の締結

受託者は、本委託業務のほか、受託者の自主事業として、健康ライフプラザ運動施設の運営を目的とした定期建物賃貸借契約を締結することとする。詳しくは本要領 3 ページ「Ⅲ. 健康ライフプラザ運動施設の運営（自主事業）」を参照すること。

（６）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

Ⅲ. 健康ライフプラザ運動施設の運営（自主事業）

（１）概要

- ア 受託者は本委託業務外の自主事業として、委託業務の実施に支障のない範囲で、業務実施場所を活用し、運動施設を運営する。
- イ 運動施設の運営にあたっては、健康寿命の延伸やフレイル予防、その他市民の健康づくりに資する施設として運営すること。高齢者や障害者も利用しやすい施設となるよう配慮すること。（詳細は（７）契約条件オを参照）
- ウ 運動施設運営で使用する場所は、別紙 1「平面図」にて指定する場所とし、その一部のみを使用することも認める。指定する場所の全部又は一部の使用に関わらず、使用範囲を提案書に明記すること。

（２）契約期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日

令和 7 年度以降については、「急性期治療終了後の在宅復帰者に対する受益者負担による運動支援の試験実施に関する委託事業」に係る委託契約の更新に合わせて、最大 5 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）の契約の更新を行うことを想定している。

（３）契約形態

定期建物賃貸借契約

（４）契約書案

別紙（定期建物賃貸借契約書案）参照

（５）費用負担

運動施設運営にかかる経費はすべて事業者の負担とする。利用者からの会費等の収

入は事業者の収入とする。

また、使用場所にかかる定期建物賃貸借契約に基づき、次に記載する賃料および施設使用料を神戸市に対して支払うものとする。

(6) 賃料および施設使用料

賃料	年額約 9,000 千円
施設使用料 (光熱水費・施設管理料)	年額約 4,300 千円 ※施設使用料は過去の実績に基づく参考金額であり、使用実績により変動する。

※上記金額は別紙1「平面図」に指定する範囲のすべてを使用した場合の金額(消費税含む)であり、別紙1「平面図」に指定する範囲の一部を使用する場合は、使用面積に応じた金額とする。

※賃料および施設使用料の金額は公募時点の想定額であり、契約時点では変更の可能性がある。

(7) 契約条件

ア 施設は現状のままとし、引き渡しにあたって、神戸市による改修等を行わない。

イ 事業に必要な運動器具・備品等は契約候補者が用意すること。ただし、神戸市所有の現状の備品等は使用可能。(別紙2「備品一覧」参照)

なお、別紙2「備品一覧」は公募開始時点で確定しているもののみ記載しており、詳細については、現地見学会の際に改めて配布する。

※現地見学会に参加しない事業者には、事業者からの求めに応じて、電子メールで送付する。

ウ 内装等必要な改修工事は、契約候補者の負担により行うこと。また、改修工事を行った場合は、神戸市と協議の上、原状回復を行うこと。

エ 運動器具については、現行の運営事業者であるアシックススポーツファシリティーズ株式会社のリース契約を再リースで引き継ぐこと。(別紙3「再リース機器一覧」参照)

再リース契約に係る費用の想定額は年額 60 万円程の見込みであり、その全額を受託事業者が負担するものとする。

なお、引継ぎ後に不要な器具の契約を解除したり、新たな器具を調達することは差し支えない。

オ 高齢者や障害者の利用料金を一般利用者より安価に設定することや、高齢者や障害者向けのプログラムを企画するなど、高齢者や障害者も利用しやすい施設となるよう工夫すること。

カ 利用者からの機器利用等に関する相談対応や安全管理体制に支障がない人員を配置すること。

IV. 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 法人格を有し、本委託事業を的確に遂行するに足る能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は、再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 企画提案時において神戸市指名停止基準要項に基づく指名停止をうけていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に基づく、除外措置を受けていないこと。
- (6) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等、これらの税金を滞納していないこと。

V. スケジュール

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年2月15日(木) |
| (2) 資料配布期間 | 令和6年2月15日(木)から令和6年2月29日(木)17:30 |
| (3) 現地見学会申込期限 | 令和6年2月26日(月)17:00 |
| (4) 現地見学会の開催 | 令和6年2月27日(火)13:00から |
| (5) 応募登録書提出期限 | 令和6年3月1日(金)17:00 |
| (6) 質問受付期限 | 令和6年3月1日(金)17:00 |
| (7) 質問に対する回答 | 令和6年3月6日(水) (予定) |
| (8) 書類提出期限 | 令和6年3月15日(金)17:00 |
| (9) 提案内容説明会 | 令和6年3月下旬 (予定) |
| (10) 選定結果通知 | 令和6年3月末頃 (予定) |
| (11) 契約締結 | 令和6年4月 (予定) |

VI. 配布資料

- (1) 配布期間
令和6年2月15日(木)から令和6年2月29日(木)17:30
- (2) 配布時間
平日9:00から17:30まで（ただし、12:00から13:00までを除く）
- (3) 配布場所
神戸市健康局健康企画課及び神戸市ホームページにて掲載
（〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館20階）
<神戸市ホームページ URL>
<https://www.city.kobe.lg.jp/a15830/kenkolifeplaza.html>

(4) 配布資料

- ア 健康ライフプラザ運動施設の運営事業者公募型プロポーザル実施要領（本書）
- イ 急性期治療終了後の在宅復帰者に対する受益者負担による運動支援の試験実施に関する委託事業仕様書
- ウ 委託契約書案
- エ 神戸市委託契約約款
- オ 情報セキュリティ遵守特記事項
- カ 定期建物賃貸借契約書案
- キ 質問票（様式1）
- ク 応募登録書（様式2）
- ケ 現地見学会参加申込書（様式3）

VII. 現地見学会の開催

現地見学会を以下のとおり開催する。なお、見学会は事前に申し込みを行った事業者のみ参加することができるものとする。

- ア 開催日時 令和6年2月27日（火）13:00から
 - イ 集合場所 健康ライフプラザ4階 受付前
 - ウ 申込方法 現地見学会参加申込書（様式3）を電子メールにて神戸市健康局健康企画課（kenkoukikakuline@office.city.kobe.lg.jp）まで送付。
 - エ 受付期間 令和6年2月15日から2月26日17:00まで
- ※現地見学会の参加が、応募の条件となることはない。
※上記開催日時での参加が難しい場合は、事前に本市までご相談ください。

VIII. 質問

(1) 質問受付

- ア 受付期限
令和6年3月1日（金）17:00まで
- イ 提出方法
別紙「質問票（様式1）」に記載し、下記のアドレスまで電子メールにより提出すること（PDF等への変換はせず、Excel形式のまま提出すること）。
- ウ 提出先
kenkoukikakuline@office.city.kobe.lg.jp（神戸市健康局健康企画課担当）

(2) 回答

質問者全員に対して、令和6年3月6日（水）以降に、電子メールにより回答する。
なお、本要領と本要領に関する質問に対する回答に相違がある場合は、その回答を優先するものとする。

IX. 提出書類

(1) 提出書類（電子データで提出する）

ア 応募登録書（様式2）

イ 法人登記簿本（又は登記事項全部証明書）

※提出日から起算して、過去6ヶ月以内に取得したもの

ウ 納税証明書（令和4年度 国税及び地方税）

エ 企画提案書

※正本（社名入り）データ、副本（社名、ロゴ等なし）データを提出すること

オ 見積書

※イ・ウに関しては、「写し」でも構わない

(2) 提出期限

ア～ウ 令和6年3月1日(金)17:00まで（必着）

エ～オ 令和6年3月15日(金)17:00まで（必着）

(3) 提出場所

kenkoukikakuline@office.city.kobe.lg.jp（神戸市健康局健康企画課担当）

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館20階

（神戸市健康局健康企画課企画担当）

(4) 提出方法

提出方法は以下のいずれかによること

・電子メール

・ファイルストレージサービス

・USBメモリ、CD-R、DVD-Rに電子データを保存したうえで持参又は郵送

※郵送の場合は、受取日及び配達されたことが証明される方法とすること

X. 提出書類詳細

(1) 応募登録書

日付、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）を記入しておくこと。

(2) 企画提案書

ア 様式は任意とする。

イ A4サイズ50ページ以内とすること。

ウ 目次及びページ番号を付すること。

エ 次に掲げる内容を必ず記載すること。

① 委託事業に関する事項

i 実施計画（実施方法、開始までのスケジュール等）

- ii 実施体制（専門職の配置状況、安全面への配慮等）
- ② 運動施設の運営に関する事項
 - i 実施計画（事業内容、運営時間、休館日、開始までのスケジュール等）
 - ii 実施体制（従事者の配置人数等）
 - iii 対象者別の利用料金（高齢者や障害者に対する割引等の条件や割引率）
 - iv 使用範囲（別紙1に指定する場所の全部または一部）
 - v 収支計画（利用者数の見込み等）

※上記のほか、企画提案書の作成にあたっては、本要領9ページ「XII. 選定（1）選定基準」に規定する審査の視点に基づいた内容を記載すること。

(3) 委託事業に関する見積書

- ア 日付、有効期限（少なくとも令和6年5月末まで）、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）を記入すること。
- イ 本委託業務に係る一切の諸経費を含めた総額を記載すること。
- ウ 見積金額は令和6年6月1日から令和7年3月31日までの事業の実施に必要となる金額を記載すること。なお、実際の契約金額は事業実施期間に応じて決定する。
- エ 本委託業務の参加者数を最大80名と見込んだ金額を記載すること。
- オ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税も見積書に記載すること。
- カ 費用の内訳を明示（別紙添付可能）すること。

XI. 提案内容説明会（プレゼンテーション及び質疑）

提案書だけではわかりにくい部分を補足するため、提案内容説明会（以下、「説明会」という）を実施する。説明会は、非公開とし、本企画提案の評価は、選定委員会が行う。内容は、提案内容の説明および提案書に関する質疑を行う予定である。

この説明会は、提案内容について書面だけではわかりにくい部分を補足するために行うものであって、提出済みの提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。また、参加者からの質問も認めない。説明を円滑に行うための資料の配布は認めるが、提案書と異なり評価時の正式書類としては扱わない。

なお、説明会への参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。また、説明会を辞退することは可能である。ただし、辞退したことで失格になることはないが、説明不足等、評価上の不利益を受けることがある。

(1) 開催日時(予定)

令和6年3月下旬

(2) 開催場所

神戸市役所又はその付近

(3) 説明者

説明については、実際にプロジェクトに携わる者(プロジェクトリーダー及び主たるプロジェクトメンバー)が出席した上で実施すること。

(4) 開催方法

原則として、現地での参加(オンサイト)とする。

※開催時間、開催場所、開催方法、機材の使用可否、参加人数の制限及び時間制限等の詳細については、別途通知する。

XII. 選定

(1) 選定基準

審査は、下記の項目に従い、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

大項目	審査の視点
1. 委託業務に関する事項 (50点)	<ul style="list-style-type: none"> ○提案内容全般が、本業務の目的・内容を理解した内容となっているか。仕様書の記載内容を超える独自の提案があるか。 ○速やかに準備を整え、令和6年6月1日までに適切に事業を実施できる計画になっているか ○健康運動指導士・理学療法士・その他本業務を遂行する上で有用な知識(資格)を有するスタッフの配置がされているか ○緊急対応のマニュアル整備や職員研修の実施等の安全面に配慮した実施体制となっているか ○医療機関等と連携し、本事業に類似する事業を行った実績があるか
2. 施設運営に関する事項 (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ○収支計画について適切な設定となっているか ○高齢者・障害者に対する利用料金の割引設定や、高齢者・障害者向けのプログラムを企画するなど、高齢者・障害者が利用しやすい施設となるように工夫されているか ○利用者にとって魅力的な事業内容を企画しているか
3. 地元加算 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ○本社所在地等の神戸市内の有無
4. 価格 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ○委託事業に関する見積額に基づく価格点

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、選定委員会が行う。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う

ウ 審査の結果、評価点が60点未満の場合は、選定対象から除外する。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「委託業務に関する事項」の評価点が高い方とし、その評価点も同点の場合は「施設運営に関する事項」の評価点が高い方とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ア 見積価格が契約上限額を超過している場合
- イ 選定委員に対して、直接又は間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ウ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- エ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- オ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

XIII. その他

(1) 提案に要する費用及び条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査及び業者選定の用途以外に応募者に無断で使用しない。（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- オ 期限後の提出及び差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止、又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた場合は、公募型プロポーザルの参加を無効とする。
- キ 本業務の公募は令和6年度予算の成立を前提として行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく契約を締結しないことがある。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市健康局健康企画課 橋本、平松

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館20階

電子メールアドレス：kenkoukikakuline@office.city.kobe.lg.jp

T E L : 078-322-6511 (外線) F A X : 078-322-6052